

第1回防火対象物の安全避難に関する有識者会議における
主な意見及び論点について

令和6年9月3日

神戸市消防局予防部査察課

第1回 防火対象物の安全避難に関する有識者会議 主な意見及び論点

1 二方向避難経路の確保（バルコニー設置）の有用性

- ・屋内廊下が煙で充満した場合に、二方向避難経路が確保されていることにより安全に避難ができる（全般）
- ・開放性があることから煙の影響を抑える（全般）
- ・外壁から突出していることから上階への延焼を阻止（全般）
- ・従業員が少ない中、入所者の安全避難の観点から開放されたバルコニーは必須（福祉施設）
- ・設置されている防災設備が維持管理されていない場合を考えた時、二方向避難経路の確保は重要（全般）

2 二方向避難経路の確保（バルコニー設置）による各用途の課題

- ・宿泊客が喫煙などを理由にバルコニーへ進入（ホテル）
- ・建築設計においてバルコニーの設置による建設コスト、部屋数減少による利益低下、デザイン性等の観点から事業採算性検討の中で選定順位が低下（ホテル）
- ・入所者や患者がバルコニーを介して屋外に抜け出してしまう（病院・福祉施設）
- ・バルコニーに至る開口部が掃き出し等であることから、雨水が屋内に入り込んでしまう（病院・福祉施設）

3 防火対象物の安全避難に関する方向性等

- ・用途ごとに切り離して検討するべき
- ・避難について、防火区画などの水平避難という考え方もあるのではないかと
- ・建設可能な一番危険な建物を想定し、検討するべきではないかと
- ・防火対象物の安全避難について、避難計画を策定し訓練を繰り返すことが重要

論点1 スプリンクラー設備の効果について

- ・消火能力が高いスプリンクラー設備を設置することにより、二方向避難経路の確保（バルコニー設置）を免除しても必要な安全性は確保されるのではないかと。
- ・一方で、自力避難が困難な者が利用する施設等については、防火対象物の安全避難という観点において、スプリンクラー設備のみに頼ることは危険ではないかと。

論点2 防火区画等による水平避難や籠城区画の検討について

- ・防火対象物の安全避難の観点から外気に開放されたバルコニーを使用した二方向避難経路の確保は非常に重要であるが、用途、利用者の状況等によっては、防火区画等による水平避難や籠城区画という方策が有効な場合があるのではないかと。

